

第二次羽村市生涯学習基本計画の策定

資料 9

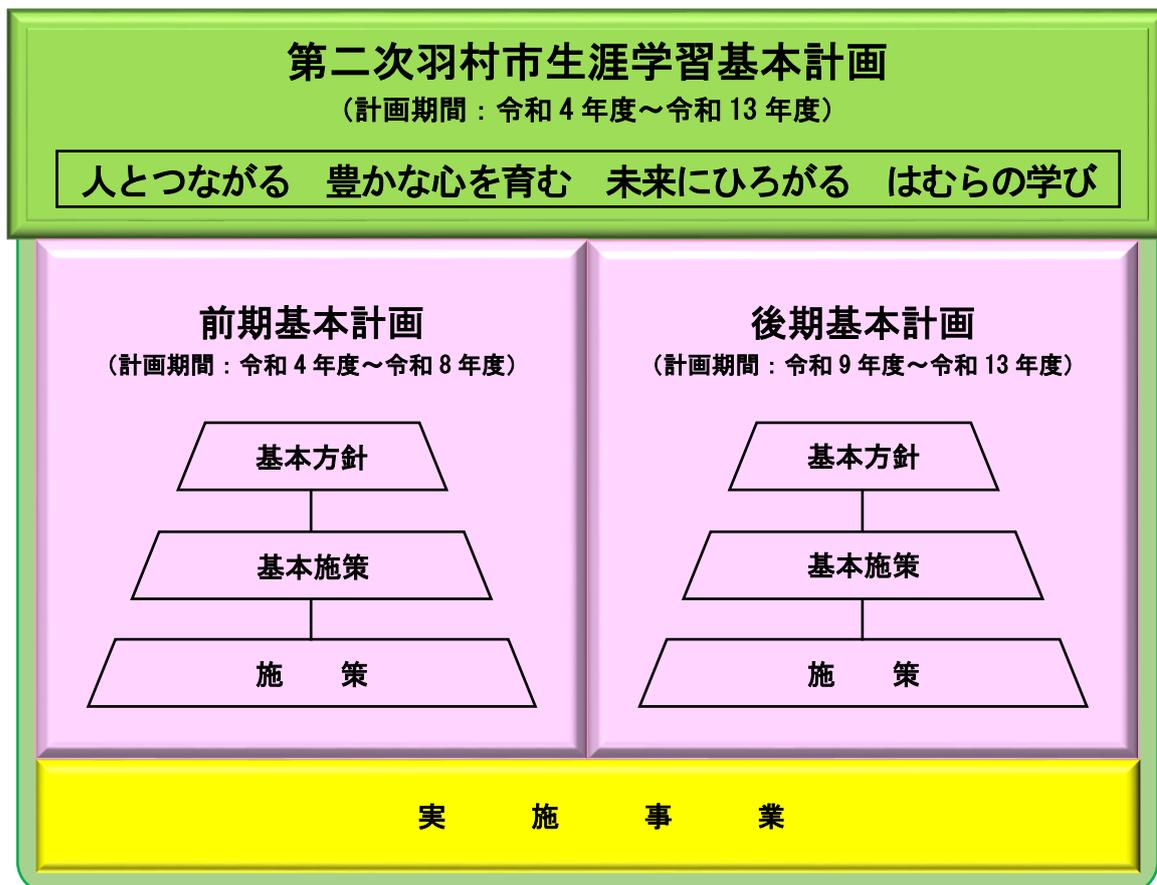
担当 生涯学習基本計画担当

羽村市では、平成 24 年 3 月に「楽しく学び つながり 活かす 生涯学習」を基本理念とする羽村市生涯学習基本計画を策定し、生涯学習の推進を図ってきました。この計画が令和 3 年度に終了するため、令和 4 年度を始期とする「第二次羽村市生涯学習基本計画」を令和 4 年 3 月に策定します。

第二次羽村市生涯学習基本計画は、羽村市生涯学習基本計画に引き続き、羽村市の生涯学習を推進し、生涯学習社会の実現のため、令和 4 年度から令和 13 年度までの「羽村市が目指す生涯学習の姿」を定めるとともに、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の前期基本計画を策定するものです。

<計画の構成と期間>

第二次生涯学習基本計画全体の計画期間は、令和 4 年度から令和 13 年度までとします。令和 4 年度から令和 8 年度までを「前期基本計画」とし、令和 9 年度から令和 13 年度までを「後期基本計画」とします。



＜羽村市が目指す生涯学習の姿＞

(10年間の計画期間全体を通しての理念)

「人とつながる 豊かな心を育む 未来にひろがる はむらの学び」

学びはさまざまに関連し、連携し、受け継がれ、それが地域の文化や伝統となっていきます。学びを通じて感じる羽村らしさ、地域を思う気持ちが「ふるさと意識」を醸成し、自分を認めることにもつながります。先人たちが築いてきた「わがまち 羽村」をこれからの時代を生きる今の子どもたちへとつないでいきます。そして、市民が自ら楽しく学ぶことができる生涯学習を推進します。

＜前期基本計画基本方針＞

基本方針 1 誰一人取り残さない学びを展開します

基本方針 2 学びをつなげる仕組みを構築します

基本方針 3 時代の変化に対応する学びを提供します

羽村市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学ぶことができる持続可能な環境を整え、多様な人々が共に学び合い尊重し合える学びを展開するとともに、学び直しと学びの循環や学びの場の提供と更なる広がりに向けた、学びを地域で活かしつつなげる不易な仕組みづくりを進めます。

また、これまでの学びの姿に加えて、社会情勢に対応した新たな学びやその方法に対しても、最適な学びにチャレンジできる機会を創出します。

＜前期基本計画基本施策・施策＞

基本方針に掲げた3つの柱のもと、「子どもたちの育成」「地域資源の活用」「多様な学習の展開」「生涯学習の支援」という4つの基本施策を立てるとともに、基本施策を達成するための具体的な施策を10項目設定して、計画を推進していきます。

問合せ 生涯学習部生涯学習基本計画担当

電話 042-555-1111 (内線 385・386)

Eメールアドレス s700010@city.hamura.tokyo.jp